

(案)

知立市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
5	1	1	7	第7節 市 <u>町村</u> 地域防災計画の作成又は修正	第7節 <u>知立</u> 市地域防災計画の作成又は修正	地震災害対策計画との整合
6	1	2	1	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議（2019年7月16日開催）を踏まえた修正【県計画】
10	1	3	2	第2項 主な県関係機関 (1) 愛知県安城警察署 ソ 緊急通行車両等の <u>事前審査</u> 及び確認 <u>(追記)</u> を行う	第2項 主な県関係機関 (1) 愛知県安城警察署 ソ 緊急通行車両等の <u>確認</u> 及び確認 <u>証明書の交付</u> を行う	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正【県計画】
18	2	1	2	第1項 知立市における措置 (略) 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を <u>(追記)</u> 図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	第1項 知立市における措置 (略) 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を <u>図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を</u> 図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。	防災基本計画に基づく修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<u>(追記)</u>	<u>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</u>	
21	2	1	3	第1項 企業における措置 (5) 洪水、雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 第2章第3節第3, 4, 5 <u>(追記)</u> 項参照	第1項 企業における措置 (5) 洪水、雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置 第2章第3節第3, 4, 5, <u>6</u> 項参照	計画の整合
26	2	2	4	第1項 地下空間の管理者及び知立市における措置 (3) 実施内容 オ 地下施設への流入防止など浸水被害軽減 (ア) 浸水防止施設設置の促進 地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 <u>の</u> 設置する民間事業者等に提供する。	第1項 地下空間の管理者及び知立市における措置 (3) 実施内容 オ 地下施設への流入防止など浸水被害軽減 (ア) 浸水防止施設設置の促進 地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 <u>を</u> 設置する民間事業者等に提供する。	表記の整理【県計画】
34	2	5		<u>(追記)</u>	<u>第1節 防災上重要な都市施設の整備</u> <u>第1項 知立市における措置</u> <u>所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉</u>	防災基本計画に基づく修正【県計画】

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>第<u>1</u>節 建築物の不燃化の促進 第<u>2</u>節 建築物の強風対策</p>	<p><u>庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p>第<u>2</u>節 建築物の不燃化の促進 第<u>3</u>節 建築物の強風対策</p>	
38	2	7	1	<p>第5項 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信施設・設備等 ア 通信施設の防災構造化等 通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策<u>(追記)</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>第5項 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信施設・設備等 ア 通信施設の防災構造化等 通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、<u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p>	<p>防災基本計画に基づく修正【県計画】</p>
44	2	8	4	<p>第2項 浸水<u>(追記)</u>区域内のある市における措置 浸水想定区域(水防法に基づくもの)の指定を受けた区域のある市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に</p>	<p>第2項 浸水<u>想定</u>区域内のある市における措置 <u>(削除)</u>市は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。</p>	<p>表記の整理</p>

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				関する事項について定めるものとする。		
46	2	9		<p>□ 基本方針</p> <p>○ 災害発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の<u>災害対応能力にハンディキャップのある者（以下「避難行動要支援者」という。）</u>への特別な配慮、支援が重要であり、県、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>○ 特に、市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>(追記)</u> ボランティア <u>(追記)</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。</p>	<p>□ 基本方針</p> <p>○ 災害発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の<u>要配慮者</u>への特別な配慮、支援が重要であり、県、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、風水害等から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図るものとする。</p> <p>○ 特に、市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO</u>・ボランティア <u>関係</u>団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」等を活用するものとする。</p>	表記の整理【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
47	2	9	1	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p>エ <u>必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障がい者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(2) 避難所の指定</p> <p><u>((3) に統合)</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p><u>(3) 福祉避難所の整備</u></p> <p><u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利</u></p>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(3) 避難所における防災機能の強化 (略)</p> <p>(4) 避難所における必要面積の確保 (略)</p> <p>(5) 避難所が備えるべき設備 (略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>イ マニュアルや訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(7) 避難所の破損等への備え (略)</p>	<p><u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難所における防災機能の強化 (略)</p> <p>(5) 避難所における必要面積の確保 (略)</p> <p>(6) 避難所が備えるべき設備 (略)</p> <p>(7) 避難所の運営体制の整備</p> <p>イ マニュアルや訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。</p> <p><u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(8) 避難所の破損等への備え (略)</p>	
52	2	9	2	<p>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>エ 個別避難計画の作成等</p>	<p>第1項 知立市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>エ 個別避難計画の作成等</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(ア) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u></p> <p>(4) 外国人等に対する対策</p> <p>市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>在日</u>外国人向けの防災講座開催と防災訓練の普</p>	<p>(ア) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(4) 外国人等に対する対策</p> <p>市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u>外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>(削除)</u>外国人向けの防災講座開催と防災訓練の</p>	<p>愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正【県計画】</p> <p>表記の整理</p>

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>及を図るよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>カ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報 <u>(追記)</u> を活用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>普及を図るよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>カ 愛知県災害多言語支援センター(大規模災害時に設置)が発信する多言語情報<u>等</u>を活用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 災害ケースマネジメント</u> <u>市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画に基づく修正【県計画】</p>
54	2	9	3	<p>第1項 県及び知立市における <u>(追記)</u></p>	<p>第1項 県及び知立市における <u>措置</u></p>	<p>表記の整理</p>
56	2	10	2	<p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>(1) 緊急消防援助隊</u> <u>大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</u></p>	<p>地震災害対策計画との整合</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>(1) 自衛隊</p> <p><u>(追記)</u> 自衛隊への<u>派遣要請</u>が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。</p> <p>また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）につ</p>	<p><u>(2) 広域航空消防応援</u></p> <p><u>大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるように実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 広域消防相互応援協定</u></p> <p><u>愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>別冊資料編 第3編（3・愛知県内広域消防相互応援協定、4・西三河地区消防相互応援協定）</u></p> <p>(4) 自衛隊</p> <p><u>市は、県知事に対し自衛隊への災害派遣の要求を</u>迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。</p> <p>また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）につ</p>	

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				いて、 <u>(追記)</u> 自衛隊への <u>派遣要請</u> を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	いて、 <u>県知事に対し</u> 自衛隊への <u>災害派遣の要求</u> を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。	
62	2	12	1	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(2) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備</p> <p>(略)</p> <p>さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。</p> <p>市は、防災<u>化</u>の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(2) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備</p> <p>(略)</p> <p>さらに、災害危険区域及び避難場所、避難路等を具体的に示したハザードマップの作成、公表に努める。</p> <p>市は、防災<u>事業</u>の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。</p>	表記の整理【県計画】
70	3	1	1	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>災害対策本部の所掌事務</p> <p>保険健康部</p> <p>保健班</p> <p>1 <u>医療</u> 救護所の開設等応急医療の対応に関すること。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>災害対策本部の所掌事務</p> <p>保険健康部</p> <p>保健班</p> <p>1 <u>(削除)</u> 救護所の開設等応急医療の対応に関すること。</p>	表記の整理（「救護所」に統一）【県計画】

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
75	3	1	2	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。</p>	<p>マスク着用の考え方の見直しに伴う修正(健康管理等にマスク着用を含む)【県計画】</p>
77	3	2	1	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>保険健康部長寿介護課長 昭和老人憩の家、福祉の里八ツ田(地域福祉センター及びいきがいセンター)</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>保険健康部長寿介護課長 昭和老人憩の家、福祉の里八ツ田(地域福祉センター及びいきがいセンター)、<u>スギ薬局知立福祉アリーナ(老人福祉センター)</u> <u>福祉子ども部福祉課長</u> <u>知立市かとれあワークス、スギ薬局知立福祉アリーナ(身体障害者福祉センター)</u></p>	<p>伝達先の追加【長寿介護課、福祉課】</p>
79	3	2	1	<p>第3項 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 通常の場合 気象情報等の伝達系統図</p>	<p>第3項 気象警報等の伝達系統</p> <p>(1) 通常の場合 気象情報等の伝達系統図</p>	<p>根拠となる法令の追記【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>(追記)</u> の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>及び第3号並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先。</p>	
96	3	3	1	<p>道路被害に関する報告系統 知立建設事務所→愛知県建設局 道路維持課・<u>建設総務課</u></p> <p>河川被害に関する報告系統 知立建設事務所→愛知県建設局 <u>建設総務課</u></p>	<p>道路被害に関する報告系統 知立建設事務所→愛知県建設局 道路維持課 <u>(削除)</u></p> <p>河川被害に関する報告系統 知立建設事務所→愛知県建設局 <u>河川課</u></p>	<p>報告系統の修正</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
108	3	3	3	第3項 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 エ <u>医療・救護所の開設状況</u>	第3項 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 エ <u>(削除)</u> 救護所の開設状況	表記の整理（「救護所」に統一）【県計画】
111	3	4	2	第2項 知立市又は関係機関における措置 (2) 災害派遣要請者等 イ 災害派遣の要請を受けることができる者及び担 任地域 陸上自衛隊 <u>第10特科連隊長</u>	第2項 知立市又は関係機関における措置 (2) 災害派遣要請者等 イ 災害派遣の要請を受けることができる者及び担 任地域 陸上自衛隊 <u>第6施設群長</u>	自衛隊の体制移行に 伴う修正
114	3	4	2	第4項 災害派遣部隊の受入れ (5) ア (ア) 図 (ア) 離着地点及び無障害地帯の基準 c 大型機< <u>V-107及びUH-60J</u> >	第4項 災害派遣部隊の受入れ (5) ア (ア) 図 (ア) 離着地点及び無障害地帯の基準 c 大型機< <u>(削除)</u> UH-60J>	自衛隊での運用が終 了していることに伴 う修正
115	3	4	3	第1項 知立市における措置 (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入 りしているNPO等のボランティア団体と、 <u>情報を共 有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活 動の全体像を <u>把握し</u> 、連携のとれた支援活動を展開す るよう努める。 <u>(追記)</u>	第1項 知立市における措置 (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入 りしているNPO等のボランティア団体と、 <u>災害の状 況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報 を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支 援活動の全体像を <u>関係者と積極的に共有し</u> 、連携のと れた支援活動を展開するよう努める。 <u>これらの取組に より、連携のとれた支援活動を展開するよう努めると</u>	防災基本計画に基づ く修正【県計画】

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<u>ともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	
118	3	5		<p>□基本方針</p> <p><u>災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出し、及び保護する必要があるので、その方法等について定めるものとする。</u></p> <p><u>なお</u>、救出にあたっては、<u>(追記)</u> 要配慮者を優先する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>□基本方針</p> <p><u>○市長、警察は災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</u></p> <p><u>また</u>、救出にあたっては、<u>高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等の要配慮者を優先する。</u></p> <p><u>○発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用するものとする。</u></p>	地震災害対策計画との整合
122	3	6	1	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(3) 医療及び助産の方法</p> <p>エ 救護班は被災者の避難所その他適当なところに<u>応急</u>救護所を開設するとともに必要に応じ巡回救護を行う。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(3) 医療及び助産の方法</p> <p>エ 救護班は被災者の避難所その他適当なところに<u>(削除)</u>救護所を開設するとともに必要に応じ巡回救護を行う。</p>	表記の整理（「救護所」に統一）【県計画】

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
129	3	7	1	<p>第1項 道路管理者及び県警察における措置</p> <p>(6) 県警察における措置</p> <p>オ 緊急通行車両の確認等</p> <p>(ア) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>(追記)</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>(イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>等届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。<u>なお、車両の使用者が届出の際に、県公安委員会が当該車両を事前に緊急通行車両に該当することを審査したことを証する「緊急通行車両等事前届出済証」を示したときは、確認のため必要な審査を省略することができる。</u></p> <p>(ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。</p>	<p>第1項 道路管理者及び県警察における措置</p> <p>(6) 県警察における措置</p> <p>オ 緊急通行車両の確認等</p> <p>(ア) 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>第1項</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>(イ) 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>確認届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。<u>(削除)</u></p> <p>(ウ) 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>届出者</u>に交付する。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正【県計画】</p>

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
131	3	7	4	<p>第2項 緊急通行車両の事前届出及び確認 (略) また、緊急輸送を行う計画のある車両については、県公安委員会へ緊急通行車両等の<u>事前届出</u>を行うこととする。</p>	<p>第2項 緊急通行車両の事前届出及び確認 (略) また、緊急輸送を行う計画のある車両については、県公安委員会へ緊急通行車両等の<u>確認申出</u>を行うこととする。</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正【県計画】
152	3	14		<p>第1節 <u>電力、ガス、通信施設対策</u> 第1項 知立市における措置 <u>電力、ガス、通信施設、設備の応急工事及び応急措置については、各機関の防災業務計画によるところであるが、災害発生の場合は、各機関が協力してその機能の確保を図るものとし、市は、各機関の災害対策の円滑を図り、かつ、錯綜を避けるため次のとおり実施する。</u> <u>(1) 市は、各機関</u>の施設、設備に災害が発生し、又は発生する恐れがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。 <u>(2) 市は、各機関</u>から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。</p>	<p>第1節 <u>電力施設対策</u> 第1項 知立市における措置 <u>(削除)</u> <u>(1) 情報の収集・伝達</u> <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>の施設、設備に災害が発生し、又は発生する恐れがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。 <u>(2) 応援体制</u> <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。</p>	内容の見直しによる修正

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(3) 市は、災害応急対策及び応急措置についての協力の範囲及び方法その他協力に必要な事項について、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>第2項 中部電力パワーグリッド株式会社における措置</u></p> <p><u>(1) 非常災害対策本部の設置</u></p> <p><u>災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本社等に非常災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 情報の収集と伝達</u></p> <p><u>非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・N T T加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。</u></p> <p><u>(3) 危険防止措置の実施</u></p> <p><u>災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。</u></p> <p><u>(4) 応急復旧活動の実施</u></p> <p><u>ア 優先的に復旧する設備、施設</u></p> <p><u>(ア) 電力会社側</u></p> <p><u>超高压系統に関連する送変電設備</u></p> <p><u>(イ) 利用者側</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>a 人命に関わる病院</u></p> <p><u>b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設</u></p> <p><u>イ 復旧方法</u></p> <p><u>(ア) 変電設備</u></p> <p><u>変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。</u></p> <p><u>(イ) 送配電設備</u></p> <p><u>被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。</u></p> <p><u>ウ 関係機関との連携</u></p> <p><u>路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。</u></p> <p><u>(5) 要員、資機材等の確保</u></p> <p><u>ア 要員の確保</u></p> <p><u>発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>イ 資機材の確保</u></p> <p><u>発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 広報活動の実施</u></p> <p><u>ア 利用者に対する広報</u></p> <p><u>(ア) 災害時におけるPR</u></p> <p><u>電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。</u></p> <p><u>(イ) 臨時電気相談窓口の設置</u></p> <p><u>被災地域における利用者の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。</u></p> <p><u>イ 地域防災機関との協調</u></p> <p><u>地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。</u></p> <p><u>(7) 広域運営による応援</u></p> <p><u>電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>(追記)</u></p>	<p><u>応じて他電力会社へ応援を依頼する。</u></p> <p><u>(8) 電源車等の配備</u></p> <p><u>大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。</u></p> <p><u>第2節 ガス施設対策</u></p> <p><u>第1項 知立市における措置</u></p> <p><u>(1) 情報の収集・伝達</u></p> <p><u>東邦瓦斯株式会社の施設、設備に災害が発生し、又は発生する恐れがある情報を受けたときは、直ちに関係の機関に通報する。特に各施設の被害状況、復旧の見通し、事故防止措置等民心の安定と人命にかかわる事項については、的確な情報の早期収集に努める。</u></p> <p><u>(2) 応援体制</u></p> <p><u>東邦瓦斯株式会社から応急対策及び応急措置について応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとする。</u></p> <p><u>第2項 東邦瓦斯株式会社における措置</u></p> <p><u>(1) 災害対策本部の設置</u></p> <p><u>災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。緊急動員については、災害対策規程等によって定め</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>る動員体制によって行う。</u></p> <p><u>(2) 情報の収集</u></p> <p><u>供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。</u></p> <p><u>(3) 緊急対応措置の実施</u></p> <p><u>導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあつては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。</u></p> <p><u>また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。</u></p> <p><u>(4) 応援の要請</u></p> <p><u>被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</u></p> <p><u>(5) 応急復旧活動の実施</u></p> <p><u>供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。</u></p> <p><u>ア 需要家の閉栓の確認</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>イ 導管の被害箇所の調査及び修理</u></p> <p><u>ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理</u></p> <p><u>エ 需要家の開栓、試点火</u></p> <p><u>なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。</u></p> <p><u>また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。</u></p> <p><u>(6) 広報活動の実施</u></p> <p><u>ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。</u></p> <p><u>第3項 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置</u></p> <p><u>(1) 災害対策本部の設置</u></p> <p><u>災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>する。</u></p> <p><u>(2) 情報の収集</u></p> <p><u>県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。</u></p> <p><u>(3) 緊急対応措置の実施</u></p> <p><u>愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。</u></p> <p><u>(4) 応援の要請</u></p> <p><u>被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。</u></p> <p><u>必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>(5) 応急復旧活動の実施</u></p> <p><u>愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。</u></p> <p><u>(6) 広報活動の実施</u></p> <p><u>使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。</u></p> <p>第3節 上水道施設対策 (略)</p> <p>第4節 下水道施設対策 (略)</p> <p><u>第5節 通信施設の応急措置</u></p> <p><u>第1項 通信事業者(西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)における措置</u></p> <p><u>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				第2節 上水道施設対策 (略) 第3節 下水道施設対策 (略) <u>(追記)</u>	<u>通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)する。</u> <u>(1) 西日本電信電話株式会社</u> <u>ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。</u> <u>イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u> <u>ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u> <u>エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u> <u>(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> <u>ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</u> <u>イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。</u> <u>第2項 移動通信事業者(KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社)における措置</u> <u>緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信</u>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</u></p> <p><u>(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。</u></p> <p><u>(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。</u></p> <p><u>(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。</u></p> <p><u>第3項 知立市及び防災関係機関における措置</u></p> <p><u>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</u></p> <p><u>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</u></p> <p><u>第4項 放送事業者における措置</u></p> <p><u>放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。</u></p> <p><u>中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。</u></p> <p><u>なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。</u></p> <p><u>第6節 郵便業務の応急措置</u> (略)</p> <p><u>第7節 ライフライン施設の応急復旧</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>第4節 郵便業務の応急措置 (略)</p> <p>第5節 ライフライン施設の応急復旧 (略)</p>	(略)	
166	3	19	1	<p>第1項 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置</p> <p>(1) 実施責任者 高圧ガスを製造する者、販売する者、<u>液化酸素を消費する者</u> <u>(以下「製造業者等」という。)</u>をいう。</p> <p>(2) 応急措置 (略)</p>	<p>第1項 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置</p> <p>(1) 実施責任者 高圧ガスを製造する者、販売する者、<u>(削除)</u>消費する者 <u>(削除)</u>をいう。</p> <p>(2) 応急措置 (略)</p>	表記の整理

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p>ウ 必要な場合は、従業員又は<u>附近</u>の住民に退避するよう警告するとともに市<u>(追記)</u>消防機関に通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 衣浦東部広域連合の措置</p> <p>災害発生のお知らせを受けた場合は、消防隊を派遣し、施設管理責任者等と協議し、警戒区域を設定するとともに延焼防止の措置をなすとともに<u>附近</u>住民に避難指示を行う。</p>	<p>ウ 必要な場合は、従業員又は<u>付</u>近の住民に退避するよう警告するとともに市<u>及び</u>消防機関に通報する。</p> <p>(略)</p> <p>第2項 衣浦東部広域連合の措置</p> <p>災害発生のお知らせを受けた場合は、消防隊を派遣し、施設管理責任者等と協議し、警戒区域を設定するとともに延焼防止の措置をなすとともに<u>付</u>近住民に避難指示を行う。</p>	
175	3	23		<p>□ 基本方針</p> <p>○ あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、<u>県</u>民の生命の保護を図る。</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><u>○ 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を</u></p>	<p>□ 基本方針</p> <p>○ あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、<u>市</u>民の生命の保護を図る。</p> <p><u>○ 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。</u></p> <p>○ (略)</p>	表記の整理

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<u>行うものとする。</u>	○ (略)	
175	3	23	2	<p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>市町村は</u>災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>(削除)</u> 災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p>	表記の整理【建築課依頼】
176	3	23	3	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ウ 建設の時期</p> <p><u>地震</u>災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>ア 入居対象者</p> <p><u>地震</u>災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) 建設の方針</p> <p>ウ 建設の時期</p> <p><u>(削除)</u> 災害が発生した日から原則として 20 日以内に着工するものとする。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>ア 入居対象者</p> <p><u>(削除)</u> 災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</p>	表記の整理【建築課】

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
177	3	23	4	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合<u>の住宅の応急修理は市が行う。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第1項 知立市における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合<u>にあって、市が被災住宅調査等により住宅の応急修理が必要と判断したときは、市が行う。</u></p> <p><u>(3) 被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次とおり実施する。</u></p> <p><u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p><u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u></p> <p><u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</u></p> <p><u>(イ) 修理の範囲</u></p> <p><u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分。</u></p> <p><u>(ウ) 修理の費用</u></p> <p><u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u></p> <p><u>(エ) 修理の期間</u></p> <p><u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により</u></p>	<p>災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)の一部改正のため。令和5年4月1日から適用【県計画、建築課】</p>

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u></p> <p><u>(オ) 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者</u> <u>b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> <u>(イ) 修理の範囲</u> <u>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u> <u>(ウ) 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(エ) 修理の期間</u> <u>災害が発生してから3か月以内(災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>(オ) 修理の方法</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u>	
191	4	4	1	<p>第1節 罹災証明書の交付<u>等</u></p> <p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>(1) 罹災証明書の交付</u></p> <p>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>(2) 被災者台帳の作成</u></p>	<p>第1節 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></p> <p>第1項 知立市における措置</p> <p><u>(表題の削除)</u></p> <p>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(修正後第2節に記載)</u></p>	<p>防災基本計画に基づく修正及び表記の整理【県計画】</p>

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				<p><u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p>第2項 県における措置</p> <p>(1) 市町村の支援<u>等</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 市町村への情報の提供</u></p> <p><u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>第2項 県における措置</p> <p>(1) 市町村の支援 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(修正後第2節に記載)</u></p> <p><u>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u></p> <p><u>第1項 知立市における措置</u></p> <p><u>(1) 被災者台帳の作成</u></p> <p><u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u></p> <p><u>被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりに</u></p>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
					<p><u>とりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u></p> <p><u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u></p> <p><u>第2項 県における措置</u></p> <p><u>(1) 市町村への被災者に関する情報の提供</u></p> <p><u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p> <p><u>(2) 市町村の支援</u></p> <p><u>県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。</u></p>	
				第2節 被災者への <u>経済的支援等</u>	第3節 被災者への <u>支援金等の支給、税の減免等</u>	

※新旧対照表にあるページ数は修正後の計画書のページ数です。

(案)

ページ	編	章	節	修正前	修正後	修正理由
				第4項 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)における措置 (略) 支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された <u>被害者</u> 生活再建支援 <u>基金</u> が都道府県により拠出された基金を活用して行う。 (略) 第 <u>3</u> 節 住宅等対策	第4項 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)における措置 (略) 支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された <u>被災者</u> 生活再建支援 <u>法人</u> が都道府県により拠出された基金を活用して行う。 (略) 第 <u>4</u> 節 住宅等対策	表記の整理【県計画】 文言の修正